議案第８５号

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和　８　年１１月３０日

提出者　調布市長　林　　明　裕

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第　　号

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年調布市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項各号列記以外の部分中「１００分の２４５」を「１００分の２５０」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１１月３０日を基準日とする期末手当から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

３　令和８年１１月３０日を基準日とする期末手当に関する改正後の条例第９条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の２５０」とあるのは「１００分の２５５」とする。

（期末手当の内払）

４　令和８年４月１日から同年１２月３１日までの間に支給される期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（差額の支給）

５　令和８年１１月３０日を基準日とする期末手当として改正後の条例第９

条の規定により算定される額からこの条例による改正前の調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第９条の規定により算定される額を減じて得た額の支給に係る改正後の条例第９条第４項の規定の適用については、同項中「３０」とあるのは、「６０」とする。